

報道関係者 各位

令和6年7月1日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課  
賃金課長 平井 秀明  
主任地方賃金指導官 鈴木 淳司  
電話番号 052(972)0258

## 愛知地方最低賃金審議会を開催 ～ 愛知県最低賃金の改正決定に係る諮問～

下記により、第514回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。

### 記

- 開催日時：令和6年7月4日(木) 午後3時00分から
- 場 所：愛知労働局 伏見庁舎 10階 1・2会議室  
名古屋市中区錦2-14 25 ヤマイチビル
- 主な議題
  - 愛知県最低賃金の改正決定について(諮問)
  - 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
  - その他
- 取材を希望される方は、令和6年7月3日(水)午後5時00分までに  
次のホームページに設置する申込フォームからお申し込みください。

愛知労働局 > 事例・統計情報 > 最低賃金・家内労働関係 > 公示・公告

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/chingin\\_kanairoudou/koujikokoku.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/koujikokoku.html)



# 愛知労働局 伏見庁舎 案内図

愛知労働局 伏見庁舎



## 愛知労働局 伏見庁舎

名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 10階

(地下鉄「伏見」駅東改札口から徒歩2分)

ヤマイチビルには駐車できないため、車でお越しの際は、周辺の有料駐車場、若しくは、公共交通機関をご利用のうえ、お越してください。ご協力をお願いします。